

番号	日時	質問	回答	分類
1	2017年5月22日	<p>データをXMLデータにて受領しておりますが、厚生労働省の規約では「1：所見あり」「2：所見なし」の2つしかないはずですが、「3：経過観察」としてデータを作成した病院がありました。病院に問い合わせたところ、「人間ドック学会では経過観察という判定項目があるから」とのことで譲りません。これは本当ですか？ また厚生労働省の規定に沿ったXMLデータではないため、当組合のシステムの取込みができず困っております。ご意見をお聞かせください。</p>	<p>人間ドックは企業に勤めない人も少なくない、より精度の高い評価を実施しているため、人間ドックの判定区分には「3：経過観察」があります。</p> <p>その理由として、聴力検査は、1) 企業勤務対象者の定期健康診断、もしくは2) 人間ドックで行います。人間ドックを1) の代用で実施する場合があります。</p> <p>企業健診では雇い入れ時健診と定期健診があります。</p> <p>1-1) 雇い入れ時健診：1000Hz, 4000Hzでの音域で30dB以下の音圧が聞こえれば、「所見なし」聞こえないと「所見あり」となります。</p> <p>1-2) 定期健診：1000Hzでは30dBの音圧が聞こえれば、「所見なし」聞こえないと「所見あり」、一方4000Hzでは40db（下記の「対策」の35dBは聞こえる）の音圧が聞こえれば、「所見なし」、聞こえないと「所見あり」と判定します。</p> <p>まず、4000Hzでの検査する音圧が雇い入れと定期で異なること。</p> <p>次に人間ドックでは、聴力の重症度、悪化を見極めます。所見あり=45dB以上の音圧が聞こえない場合、ではどの程度悪いのか、すなわち45dB, 50dB, 60dB, どの程度の音圧でないと聞こえないのかを診断します。補聴器を勧めるかどうかの判断をする人間ドック施設もあります。また昨年45dBが聞こえたのに、今年は55dBが聞こえないとなると、聴神経腫瘍が発生したのではないかと考え、すみやかに受診させることとなります。現行の企業健診では定性検査（聞こえないか、聞こえるかのいずれか）ではまったくそのような評価・対応ができません。人間ドックでは定量検査を結果票に載せ、さらにその程度により異常なし（30dB以下が聞こえる）、経過観察（35dB）、要医療（40dB以上の音圧が聞こえない）の3段階に分類しています。</p> <p>【対策】</p> <p>「3：経過観察」は35dBが聞こえる、ですので、「2：所見なし」に変換して下さい。</p>	聴力

番号	日時	質問	回答	分類
2	2017年5月26日	<p>以下のホームページの意味はどういう事かとの質問です。 つまり 「数字で表記される場合、1000Hzでは30dB（デシベル）以下、4000Hzでは40dB以下であれば異常なしです。」の意味 本学会の判定区分では35以上は要経過観察ではないのか http://www.ningendock.jp/public/inspection/hearing</p>	<p>日本人間ドック学会での聴力判定は以下のように定めています。 異常なし 経過観察 要医療 1000Hz 30dB以下 35dB 40dB以上 4000Hz 30dB以下 35dB 40dB以上</p> <hr/> <p>関連する項目として、一応ご紹介しておきます。 さて、企業社員を対象とする定期健康診断（労働安全衛生法）では次のように定めています。 雇い入れ時 所見なし 所見あり 1000Hz 30dBが聞こえる 30dBが聞こえない 4000Hz 30dBが聞こえる 30dBが聞こえない 定期 所見なし 所見あり 1000Hz 30dBが聞こえる 30dBが聞こえない 4000Hz 40dBが聞こえる 40dBが聞こえない</p> <p>ただ、これでは、同じ所見ありでも40dBくらいが聞こえない（軽度難聴）のか80dBくらいでないと聞こえない（高度難聴）のか評価できない、また去年は45dBが聞こえた（所見あり）のに、今年は60dB（所見あり）と相当悪化していても同じ所見ありとなってしまう、人間ドック学会では定量表記を勧めています。</p>	聴力

番号	日時	質問	回答	分類
3	2019年10月30日	<p>補聴器使用者の聴力検査の場合、補聴器を外して行うのが正しいのですか？その場合の判定がE(治療中)となるなら、受ける必要もないと思われます。</p> <p>視力検査では矯正視力が1.0以上で判定がAとなります。聴力低下の方は補聴器使用で30dB聞こえていたら、A判定ではダメなんですか？</p>	<p>該当検査項目の異常是正のために、化学的・物理的手法の人為的介入＝医療行為がある場合をE判定とします。化学的手法には、薬剤（経口、経静脈、点眼薬など）、物理的手法には人工透析、人工ペースメーカーなどがあります。結果がA判定相当でも、化学的・物理的手法の人為的介入によるものですから、E判定とします。</p> <p>補聴器は、マイクロホン、アンプ、レシーバーから構成され、補聴器専用の空気電池を必要とする物理的手法となります。よって30dBの場合であっても判定Eとなります。もしこの受診者が35dBでは再検査の判定となりますが、聴覚障害が明らかであるのでこれらの判定も適当とはいえません。35dBでもE判定（治療中）とします。なお眼鏡・コンタクトは電気を必要としないので、E判定とはなりません。</p>	聴力